

山梨県公報

第二千三百三十五号

平成二十三年

五月十九日

木 曜 日

目次

告示

県営土地改良事業計画の決定	三三九
建築基準法に基づく道路位置指定	三三九
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し	三三九
大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	三三〇
換地処分届出	三三一
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十三件)	三三一
基本測量の実施	三三四
基本測量の終了(二件)	三三四
開発行為に関する工事の完了について	三三四
正誤	三三五
平成二十三年四月十八日付第二千二百二十七号中	三三五

告示

山梨県告示第二百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(落合・湯沢地区経営体育成基盤整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十三年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年五月二十日から同年六月十六日まで

三 縦覧場所

南アルプス市役所

四 異議申立期間

平成二十三年六月十七日から七月一日まで

山梨県告示第二百十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定の年月日

平成二十三年五月十九日

二 指定道路の位置

笛吹市石和町中川字小石原三十二番九

三 指定道路の幅員

最大六・〇五メートル 最小六・〇〇メートル

四 指定道路の延長

五十一・九八メートル

公告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十七条第一項及び第百十五条の九第一項の規定により、次の事業者について指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成二十三年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年四月二十八日

二 処分をした事業者の名称等

事業者の名称	事業者の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号
株式会社イズム	甲府市伊勢四丁目二番八号	訪問看護ステーションうさぎ	甲府市伊勢四丁目二番八号 コンドウビル	訪問看護 ・介護予防 訪問看護	一九六〇一九〇一七九

三 処分の内容

平成二十二年四月一日付け山梨県指令中北福第一万三千二百四十三号の指定に係る事業者の指定を取り消す。

● 大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十三年九月十九日まで縦覧に供する。
平成二十三年五月十九日

一 届出者の氏名又は名称及び住所
山梨県知事 横 内 正 明

1 氏名又は名称 株式会社フォレスト 代表取締役 多田高志
2 住所 東京都八王子市南大沢二丁目二十五番二百九号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フォレストモール富士河口湖
(一) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木四千二百八十六番一外
2 変更した事項
(二) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称)フォレストモール富士河口湖	フォレストモール富士河口湖

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名	変更後の住所
変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	
マックスパリュ東海株式会社 代表取締役 寺嶋晋	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹	山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎	東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一
有限会社富士 代表取締役 藤本博之	山梨県富士吉田市中曾根四丁目五番十五号
志村義久	山梨県富士吉田市大明見九百六十六番地五
株式会社バステル 代表取締役 鈴木和彦	福島県郡山市島一丁目二十八番五号
赤羽貴之	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪三千七百三十番地四百七十五
ジャパンホテルサービス株式会社 代表取締役 森山治俊	兵庫県神戸市中央区海岸通三丁目二番十六号
ゴトウ技建有限公司 代表取締役 後藤則男	山梨県南都留郡富士河口湖町船津千九百七十二番地六
イリュウ商事株式会社 代表取締役 多田直樹	東京都世田谷区経堂四丁目五番十号
株式会社桔梗屋 代表取締役 中丸輝江	山梨県笛吹市一宮町坪井千九百二十八番地

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
株式会社ミヤマ 代表取締役 深山一	千葉県千葉市中央区仁戸名町二百番地

3 変更の年月日

平成二十三年三月二十四日

三 届出年月日

平成二十三年四月二十二日

● 換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、下木戸土地改良事業共同施行施行委員長宮澤正樹から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十三年五月十九日

山梨県知事 横内正明

一 地区名

市川三郷町下木戸地区

二 換地処分をした年月日

平成二十三年五月十一日

三 換地処分をした土地の権利者数

十六人

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年五月十九日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成二十三年四月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社野中工務店

2 主たる営業所の所在地 南アルプス市山寺十六番地

3 代表者の氏名 野中恵

三 許可番号 山梨県知事許可（般一八）第七六二五号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年四月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年五月十九日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成二十三年四月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 深沢木工所

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町小林千四百九十九番地

3 代表者の氏名 深澤昭八

三 許可番号 山梨県知事許可（般二二）第八一七三三号

四 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年三月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年五月十九日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成二十三年四月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 ミサワホームイング山梨株式会社

2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町西条三千百二十二番地

3 代表者の氏名 古屋保巳

三 許可番号 山梨県知事許可（般二二）第八七八九号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五 処分の原因となった事実 平成二十三年四月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年五月十九日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十三年四月十一日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 山梨パナソニック販売株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市宝一丁目四番十三号
 - 3 代表者の氏名 梅原香
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第九五〇〇号
四 処分の内容 電気工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五 処分の原因となった事実 平成二十三年四月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年五月十九日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十三年四月十七日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 アーニスト
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上町九百番地七
 - 3 代表者の氏名 金子倫也
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第九四〇五号
四 処分の内容 建築工事業、大工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五 処分の原因となった事実 平成二十三年三月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年五月十九日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十三年四月十七日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 坂本工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市三富徳和六十番地
 - 3 代表者の氏名 坂本武
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第六四二二号
四 処分の内容 建築工事業、大工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五 処分の原因となった事実 平成二十三年三月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年五月十九日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十三年四月十七日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 土屋木工
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市須玉町大蔵三十七番地
 - 3 代表者の氏名 土屋陽仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第九二四〇号
四 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五 処分の原因となった事実 平成二十三年三月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年四月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 美創石川
- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町下山八千九百三十八番地
- 3 代表者の氏名 石川今朝良
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第二九七二号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年三月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年四月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社ツチャ電工
- 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町上野二千五百六十三番地四
- 3 清算人の氏名 土屋強
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第七一四九号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年三月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年四月十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 株式会社五味組
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市上町千二十三番地九
- 3 代表者の氏名 五味健一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第三一六五号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年四月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年四月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社マルトミ
- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町中川千五百三十九番地一
- 3 代表者の氏名 赤星章博
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二一)第七四七四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年四月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年四月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社城北建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市曲輪田千百九十一番地
 - 3 代表者の氏名 平山繁男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第七五三二号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年四月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年四月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社イイタ建工
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山下於曾四百六十番地一
 - 3 破産管財人の氏名 八巻佐知子
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二一)第九四一七号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年四月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、平成二十三年四月二十五日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
平成二十三年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量「電子国土基本図(地図情報)」修正測量

- 二 作業期間 平成二十三年五月九日から平成二十四年三月三十一日まで
- 三 作業地域 山梨県内全域

● 基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、平成二十三年四月四日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。
平成二十三年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量(基盤地図情報(標高・オルソ)作成業務)
- 二 作業期間 平成二十二年四月三十日から平成二十三年三月二十二日まで
- 三 作業地域 南都留郡鳴沢村、南巨摩郡南部町、甲府市及び南巨摩郡身延町

● 基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、平成二十三年四月十九日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。
平成二十三年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量(機動観測)
- 二 作業期間 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市、南都留郡鳴沢村

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十三年五月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 - 富士吉田市中曾根二丁目七九八の一、七九八の四、八〇四の一、八〇四の三、八〇五の一、八〇五の二、八〇六、八〇九、八一〇の七及び八一〇の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 - 富士吉田市中曾根一丁目三番四十三号 有限会社吉田屋 代表取締役 山口 佐知

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十三年四月十八日山梨県告示第二百六号（道路の区域変更）

二七九 上 四 平成 年 月 日 平成二十三年五月九日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番